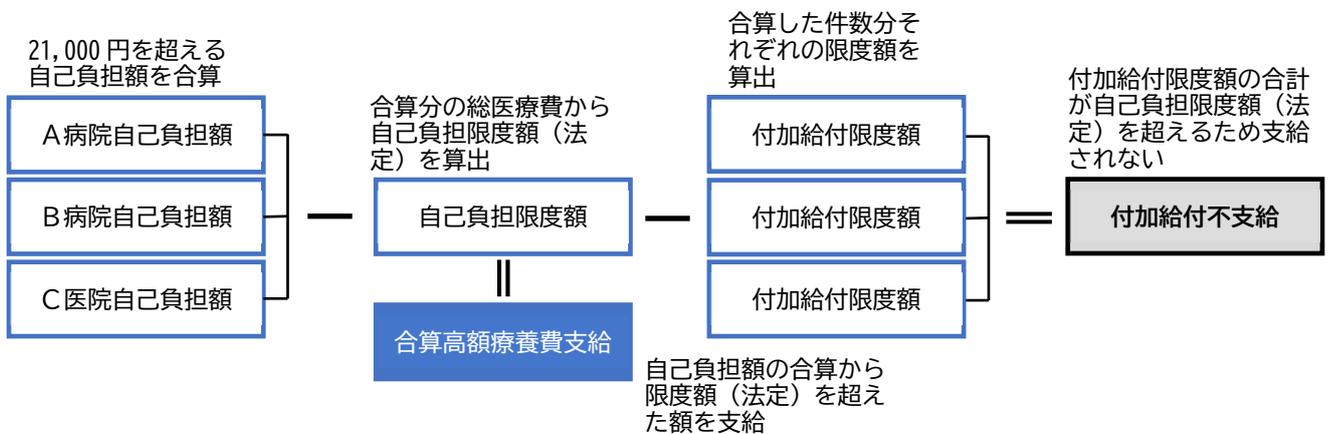


「合算高額療養費付加金」の計算方法の変更について

医療機関の窓口で自己負担額が高額になった場合、法律で定められた高額療養費と併せて当組合独自の付加給付を支給しておりますが、世帯単位の経済的負担を更に軽減するため、令和5年4月診療分から下記のとおり合算高額療養費付加金の計算方法を変更いたしました。

■ 変更前

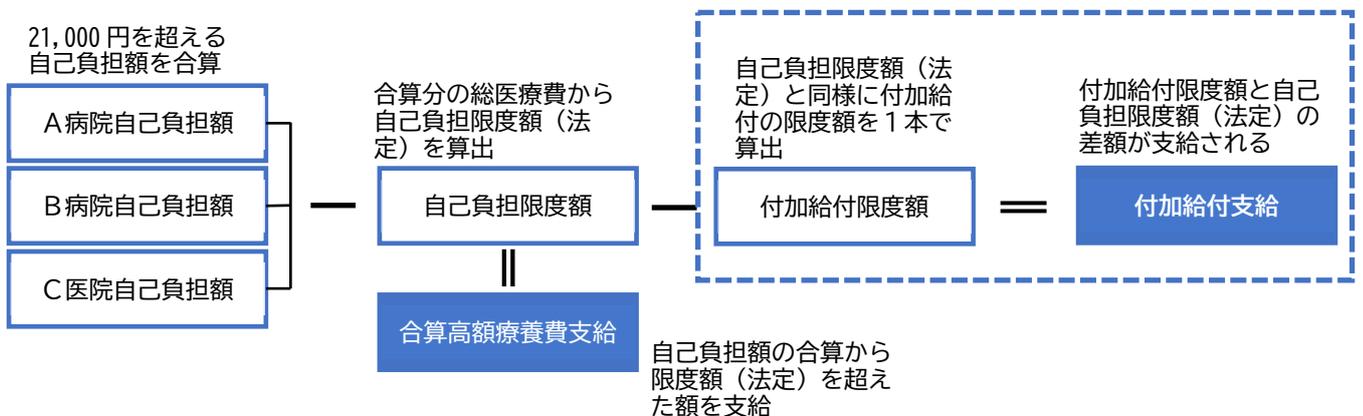
診療報酬明細書（レセプト）ごと（医療機関別、入院・外来（調剤薬局含む）別、1人・1か月ごと）を単位に、それぞれの自己負担額から付加給付限度額を除いた額（高額療養費の支給があるときはその額も控除）が支給対象となり、下記の図のように支給されない（もしくは少額となる）ケースがありました。



■ 変更後

診療月（合算した自己負担額）ごとを単位として、1本の付加給付限度額を超えた額（高額療養費の支給があるときはその額も控除）を支給します。

※ 70歳未満の方と70歳以上の方にかかる一部負担金等を合算する場合は、70歳未満の付加給付限度額を適用します。



[金属けんぼの付加給付はこちら](#)

《お問い合わせ先》

- ・本部管轄事業所 本部 業務部 03 (3866) 2865
- ・多摩支部管轄事業所 多摩支部 業務課 042 (521) 6611